

工事協定書【解体工事】

松江市袖師町 18-1,19 に建設する、(仮称)パラッツォ椽ヶ島新築工事に伴う既存建物解体工事(以下、本件工事という)に関して、サンシテイ椽ヶ島管理組合(以下、甲という)と施工者 西松建設株式会社(以下、乙という)とは、次のとおり工事協定書を締結する。

第1条 乙は以下の各条項を遵守して工事を行い、甲、乙は相互に信義、誠実の精神に則り円満な近隣関係の保持に努めるものとする。

第2条 本件工事の概要は次のとおりとする。

工事名	(仮称)パラッツォ椽ヶ島新築工事に伴う既存建物解体工事
施工者	西松建設株式会社
解体建物	事務所一鉄筋コンクリート造3階建 倉庫一鉄骨造2階建 倉庫一鉄骨造1階建
工期	平成15年7月1日～平成15年7月20日(予定)

第3条 作業時間及び休日について

- 作業時間
・午前8:00～午後5:00
尚、作業前の準備、作業後の跡片付等は上記時間外とする。
- 休日
日曜日
- 土曜日・祝祭日の作業は極力騒音・振動の少ない作業に配慮する。
緊急を要する対策の作業(大雨・台風等)の場合を除いて休日は行わないものとする。

第4条 工事用車輛について

大型工事車輛(ダンプ等)の通行時間は午前8:00から午後5:00までとする。
工事用関係車輛を周辺道路に駐車しないよう工事関係者に周知徹底する。

第5条 安全対策について

- 本件工事現場の西面、南面を防音シートで囲い、解体物の飛散による危険防止のための安全対策を行う。
- 工事期間中は、工事現場事務所を設置して、工事責任者を常駐させ、安全対策に万全を期して、近隣住民の方々に迷惑のかからないような措置をとり、御要望等には誠意をもって対処する。

第6条 騒音・振動・塵埃について

- 作業は低振動・低騒音型建設機械を使用して、騒音、振動の低減に努める。
- 本工事現場の西面、南面は、飛散防止のための防音シート張りとする。
- 本工事現場の北東面は、重機作業位置につき、塵埃飛散防止のため、適宜散水を行う。
- 現場出入口、又その他状況に応じて清掃及び散水を行い、ほこり等に対処する。

第7条 乙は工事施工に当たり万全を期するものとするが、万一工事施工に起因して被害が発生した場合乙の責任において対処する。

第8条 本協定書に定めなき事項及び工事中に問題が発生した場合には甲、乙誠意を持って協議し、解決するものとする。

以上本協定書の証しとして本書2通を作成して、各々記名捺印の上、各自1通を所有するものとする。

平成 15 年 6 月 25 日

甲

乙

広島市中区国泰寺町二丁目2番28号
西松建設株式会社中国支店
原建設支店長 井上直宣

